

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

承継会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号
大日本印刷株式会社
代表取締役社長 北島 義斉

分割会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号
株式会社 DNP マーコムプロダクツ
代表取締役社長 猪野 正人

株式会社 DNP マーコムプロダクツ（2025 年 10 月 1 日付けで株式会社 DNP エスピーイノベーション（以下「消滅分割会社」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行った株式会社 DNP グラフィカが同日付けで商号を変更しました。以下「分割会社」といいます。）及び大日本印刷株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、消滅分割会社（本吸収合併により分割会社はその地位を承継しました。）と承継会社との間で締結した 2025 年 8 月 18 日付け吸収分割契約書（以下「吸収分割契約」といいます。）に基づき、消滅分割会社の営業・企画部門の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いましたので、以下のとおり本分割に関する法務省令で開示すべき事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本分割が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 消滅分割会社における法定手続に関する事項

（1）株主の差止請求

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく本分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

会社法第 785 条の規定に基づく株式買取請求を行った株主はいませんでした。

（3）新株予約権買取請求

消滅分割会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

消滅分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 20 日付けで官報公告を行うとともに、同月 8 日付けで知れたる債権者へ個別に催告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続に関する事項

（1）株主の差止請求

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書きの規定により、株主による差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書きの規定により、株主による株式買取請求権は発生しません。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 20 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本分割により承継会社が消滅分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2025 年 10 月 1 日をもって、吸収分割契約に基づき、消滅分割会社から営業・企画部門の事業に関する資産、負債、契約その他権利義務を承継しました。消滅分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 348 百万円（概算値）、151 百万円（概算値）です。

5. 本分割に係る変更登記を行った日

2025 年 10 月 14 日

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上